

石岡市狭あい道路整備事業のご案内

狭あい道路に接する土地で建築物を建築する場合、道路の中心から 2m 後退する必要があります。石岡市では、次の助成制度を設け、この後退用地の受け入れを行っています。

※狭あい道路とは、幅員が 1.8m 以上 4m 未満の道で、建築基準法第 42 条第 2 項の規定により道路とみなされるもの（私有地道路は、事業の対象となりません。）



補助等の種類

【Ⅰ】分筆測量補助

後退用地の分筆測量登記に係る費用を算定額に応じて 20 万円を限度に補助します。

【Ⅱ】既存塀等の撤去補助

後退用地内にある塀や植栽などの撤去費用を市が定める算定基準により補助します。

【Ⅲ】後退用地等の買取り・寄附

後退用地を買取り、または寄附により受け入れを行います。

※すみ切り用地も受け入れています。

申込みの際の注意点

- 市に後退用地を売却または寄附できること。
- 申請年度内で事業を完了できること。
- 建築確認済証の交付を受けていること。
- 後退用地内に電柱、外灯、汚水桝等がある場合、移設(撤去)できること。
- 道路と平坦な敷地であること。(高低差がある場合は、土留め等の設置をお願いします。)
- 都市計画法第 29 条に定める開発行為(規模が 1,000 m²未満を除く)に該当しないこと。
- 分筆測量や既存塀等の撤去が既に完了している場合は、補助の対象になりません。

土地の状況に応じて後退用地の受け入れ条件が異なるので、事前にご相談ください。

【お問い合わせ先】

石岡市役所 都市建設部 建築住宅指導課

電話：0299-23-1111 内線：7351